

(問) 県の借金(県債)の返済を繰り延べしてもらうことはできないのですか？

(答) 県では、これまでに借り入れた借金について、施設の耐用年数等に  
 応じて償還期間を延長できるものについては、すでに償還期間の延長  
 (公債費の平準化)を進めています。

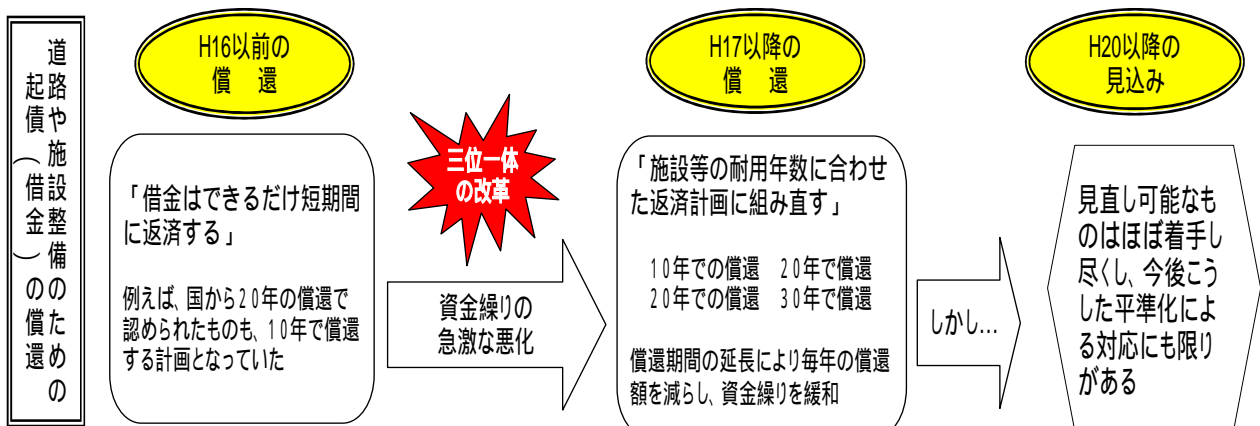
公共事業等の財源としての借入れについては、施設の耐用年数に見  
 合った償還期間を設定することができます。

しかし、実際は、借入先の貸出し条件等により、ほとんどは耐用年  
 数に比べ短い償還期間となっていました。

県では、苦肉の策として償還期間の延長を進めていますが、本来な  
 らば、出来る限り前倒して借金返済を進めたいのは当然です。

なお、このような平準化についても、見直し可能なものはほぼ着手し  
 ており、今後こうした対応にも限りがあります。

財源対策としての公債費の平準化について



【公債費の平準化による財源対策の状況】

(単位:億円)

償還期間の変更	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
10年から20年へ	109	109	72	30	可能なものはH20で実施し終える			
20年から30年へ	-	-	31	48	年々減少する見込み			
合計	109	109	103	78				